

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業
(子育て世帯へのクーポンを基本とした給付について)
地方自治体及び地方議会向けQ & A (暫定版)

令和3年12月15日

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定、以下「経済対策」)で実施することとした子育て世帯に対する給付のうち、令和3年度コロナ予備費を活用した5万円の現金給付に加え、5万円相当のクーポンを基本とした給付については、令和3年度補正予算案に計上し、現在、国会審議が行われています。補正予算成立後、速やかに正式なQ&Aを送付いたしますが、補正予算が成立することを前提に、国会審議において示した政府答弁を基に、政府の考え方及びその際の事務手続きについて以下のとおりまとめました。地方の実情に応じ、本事業を進めて頂きますようお願いします。

問 先行分の5万円の現金給付と追加の5万円相当の給付はどのような関係にありますか。

(答)

- 経済対策において、「新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり10万円相当の給付を行う」こととされています。
- このうち、先行分の5万円の現金給付は、できるだけ早期に「プッシュ型」で支援をお届けする観点から、中学生以下の子供について、児童手当の仕組みを活用したスキームとし、予備費を活用して実施しており、9割超の市区町村において議会審議等のプロセスを経て年内に支給を行う見込みであると承知しています。
- 他方、追加の5万円相当の給付については、経済対策において「来年春の卒業・入学・新学期に向けて、子育てに係る商品やサービスに利用できる、子供1人当たり5万円相当のクーポンを基本とした給付を行う。ただし、地方自治体の実情に応じて、現金給付も可能とする。」こととされ、補正予算案に計上し、現在国会において審議されています。

問 子育て世帯にクーポンを配布する事業が現金支給も可能ということで、先行分の5万円と併せて10万円を一度に支給してもいいのでしょうか。

(答)

- 地域の実情に応じて、先行分の5万円の給付と追加分の5万円相当のクーポンの給付、先行分の5万円の給付と追加分の5万円の給付の組み合わせのほか、年内の先行分の5万円の給付とあわせて10万円の現金を一括で給付することも、自治体の判断により可能です。
- 一方、政府としては、年内の先行分の5万円の給付とあわせて10万円の現金を一括で給付

することを一律に求めるものではありません。先行分の5万円の給付については、予備費を活用して速やかに子育て世帯にお届けするものとの趣旨から、可能な限り年内に給付して頂くようお願いいたします。

問 追加の5万円の現金給付を行う場合、どのような条件を満たす必要があるのでしょうか。

(答)

- 地方自治体が地域の実情を勘案して行った判断を尊重するとの考えの下、地域ごとに事情が異なることも踏まえ、地方が追加の5万円相当の給付について現金給付を行う場合、政府において何らかの条件を設け、審査を行ったり、可否を判断することはありません。

問 追加の5万円相当の給付について、先行分の5万円の給付とは別に、改めて意思確認をする必要はありますか。

(答)

- 受給資格者への意思確認は、自治体の給付の法的根拠となる自治体と受給者の間の贈与契約の成立のために行うものであり、給付ごとに行うことが適切ではないかと考えています。先行分の5万円の給付を行う際に、先行分についてのみの意思確認を行っている場合には、追加の5万円相当の給付を行う際に再度の意思確認を行って頂きます。
- 他方、先行分の給付を行う際に追加分についても意思確認を行っている場合には、追加分の給付の際に改めて意思確認を行う必要はありません。
- 先行分のみについて意思確認を行った上で、先行分の5万円の給付と追加の5万円相当の給付を合わせて、10万円の現金を一括で給付する場合には、給付行為が一つであることを踏まえれば、先行分についての意思確認により、追加分の受給の意思も確認できたものとも考えられます。この場合、追加分について再度の意思確認は不要と自治体が判断するときには、国として、再度通知を発出して意思確認を行うことまでは求めないこととします。ただし、改めての意思確認を行わない場合には、10万円の現金を一括で給付する旨の広報等に努めて頂きますようお願いいたします。
- なお、先行分の給付と追加分の給付を別々に行う場合には、2度目の意思確認に係る事務費についても、事務費補助金の対象となります。

問 支給要領が発出される前に実施した給付についても、補助金の支給対象になるのでしょうか。

(答)

- 補正予算の成立前や支給要領を発出する前に自治体による給付が行われた場合でも、給付対象者や給付金額等が適切なものである限り、事後に地方自治体に補助金を交付します。

問 12月中に10万円の現金一括給付を行う場合、補正予算を組むために臨時議会を招集する必要があるのでしょうか。

(答)

- 給付のためには、議会が開会中であれば追加上程をして頂く、議会が開会中の場合には臨時議会を開催して頂く、または地方自治法に基づく首長の専決処分を行うことが考えられます。

(参考) 令和3年12月13日(月)衆議院予算委員会における子育て世帯に対する給付に関連する政府答弁

○ 岸田総理大臣の答弁

自治体の判断により、地域の実情に応じて、選択肢として、年内からでも、先行分の5万円の給付とあわせて10万円の現金を一括で給付する形で、今回の対策の内容を実行することも、選択肢の一つとしてぜひ加えたいと私は思っています。そうした方向でぜひ具体的な制度設計を考えていきたいと思えます。

○ 山際経済財政担当大臣の答弁

追加の5万円相当の給付は、クーポンによる給付が基本との考えに変わりはありませんが、その具体的な運用については、地方の事情は様々であることから、地方自治体のご意見を踏まえるべきものと考えております。

こうした地方自治体の考え方のもとにおきまして、地方自治体の実情に応じて現金での対応も可能とする運用とすることとし、さらには、自治体の判断により、地域の実情に応じて、年内の先行分の5万円の給付とあわせて、10万円の現金を一括で給付することも選択肢であると考えております。

その際、補正予算の成立前や、実施要領をお示しする前に自治体による給付が行われた場合には、給付対象者や給付金額等が適切なものである限り、事後に地方自治体に補助金を交付することとしたいと存じます。

地方自治体が地域の実情を勘案して行った判断を尊重するとの考えの下、地域ごとに事情が異なることも踏まえて、政府において、現金給付を認める場合について、一律の条件を設け、審査を行うことは考えておりません。ですので、仰るように地方自治体の主体性でやっていただくことになるかと思えます。